

令和6年度西東京市くらしヘルパー養成研修業務委託
企画提案競技実施要領

1 概要

西東京市介護予防・日常生活支援総合事業において、西東京市くらしヘルパーとして従事する者の養成研修の実施にあたり、当該研修業務を効率的、効果的に実施するために、企画提案競技により委託事業者を選定する。

2 委託業務の内容

委託する業務の内容については、別紙仕様書のとおりとする。

なお、研修は市が指定する独自テキストを使用して行うこととする。参考に、昨年度使用したテキストの閲覧を希望する場合は、事前に連絡の上、高齢者支援課介護事業者系の窓口へ来庁すること（テキストは閲覧のみとし、貸出等を行わない。ただし、メモをとることは可とする。）。

3 契約期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

※受注者が仕様書に定められた事項を遵守し、以下に該当しない場合は、令和9年3月31日まで単年度ごと（令和7、8年度）に契約する相手方として指名する。

- (1) 契約の解除の事項に該当する場合
- (2) 市からの改善指導・助言・勧告に従わない等、運営に支障をきたす恐れがある場合
- (3) 社会的信用の失墜行為があった場合
- (4) 本業務の内容に大幅な変更が生じた場合

なお、予算の範囲内で契約することとなるため、令和6年度と同規模の契約を令和8年度まで保証するものではない。

4 参加要件

参加資格は、当該業務の実施に意欲を有する事業者とし、現に高齢者の介護従事者養成に関する研修等の実績がある事業者で、研修内容に適したスタッフの体制整備が可能である（非常勤・専門機関との提携等を含む。）ものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は参加できないものとする。

- (1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- (3) 法人等又はその代表者が次に該当するもの。また、参加者は当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできない。なお、契約締結までの期間に該当となった場合は、委託事業者としての資格を喪失したものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

- イ 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ウ 市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- エ 本委託事業者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

5 参加費用

本企画提案競技への参加に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

6 参加方法

本企画提案競技に参加を希望する場合は、次の提出書類を下記12に規定する提出先に持ち込み又は簡易書留郵便にて提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書、企画提案書、誓約書

(2) 提出期限

令和6年6月25日（火）17時（必着）

※なお、メール、FAXによる提出は不可とする。

7 質問票の提出

参加に際して質問がある場合は、別紙「質問票」の様式を利用し、下記12に規定する提出先のメールアドレスに、メールにて以下のとおり提出すること。

回答については、公平を期すため全ての質問及び回答をホームページに掲載する。

(1) 質問票提出受付期限

令和6年6月19日（水）17時（必着）

※ 件名は「西東京市くらしヘルパー養成研修業務委託企画提案競技質問票の提出について」とすること。

(2) 質問及び回答掲載日

令和6年6月20日（木）

※質問があった場合には可能な限り、上記の掲載日までに随時、回答を掲載する。

8 企画提案書等作成の留意点

企画提案書等は、次の点に留意して作成すること。

(1) 企画提案書の内容

次の項目については、企画提案書に必ず記載すること。なお、企画提案書の目次はアからケの順番とすること。

ア 事業者概要について（事業者名、代表者名、所在地、資本金、従業員数、事業内容、経営理念、等）

イ 西東京市くらしヘルパー養成研修業務（就職相談会を含む。）に対する考え方・取組姿勢について

- ウ 業務実績について（介護従事者養成研修業務等の実績について）
- エ 研修内容について（2日間の養成研修全体の流れ、人員配置は必ず記載すること。）。
- オ 研修の実施方法について（講義を中心とし、必要に応じて演習等を交えて実施する。）
- カ 安全管理体制について
- キ 個人情報の管理について
- ク その他（参加者の意欲を促すための工夫点やこれまで実施した事業の自己評価及び改善点、特にアピールしたいこと、フォローアップ研修の企画提案、等）
- ケ 見積書 ※見積書については次のものを提出すること。
 - ①令和6年度分の見積書（履行期間：契約締結後から令和7年3月31日まで）
 - ②令和7年度分の見積書（履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
 - ③令和8年度分の見積書（履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

(2) 企画提案書の書式

- ア A4版、20ページ以内とする（表紙及び裏表紙を含まない。）。
- イ 使用言語は日本語とする。
- ウ 提出部数は正本1部、副本8部とする（正本の見積書には、社印及び代表者印を押印すること。）。
- エ カラー・白黒は問わない。
- オ 両面印刷とする。
- カ ア以外の追加資料は認めない。

(3) 見積書作成の注意点

- 見積りに関しては、次の事項を考慮に入れたうえで作成すること。
- ア 宛先は「西東京市長 池澤 隆史」とすること。
 - イ 見積りの所要経費には、必要物品、材料費、保険料等を含めること。
 - ウ 研修会場の施設使用料は市が負担するものとする。ただし、受注者所有の施設を使用する場合はこの限りでない。
 - エ 見積りには内訳を付けること。
 - オ 見積書に記載のない費用が発生しないようにすること。
 - カ ②、③の見積書の作成にあたっては、令和7年度以降も別紙仕様書の内容と同等のものを実施する想定で作成すること。また、委託を継続することによる業務の効率化等を勘案し金額を算出すること。

(4) 提出書類の取り扱い

- ア 委託事業者選定までの間、提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市は実施団体選定に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- イ 提出書類については、返却しないこととする。
- ウ 提出書類は、市の情報公開制度の対象となる。ただし、次のものは不開示とする。
 - ① 個人情報
 - ② 事業活動情報（技術上の秘密に関する情報、営業活動上の秘密に関する情報、団体等の

信用力に関する情報、専ら団体等の内部に関する情報、等)

- ③ 選考等の事務に関する情報で、公開することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの等

※なお、委託事業者選定後において、提出された企画提案書の内容と実際のサービスの提供内容に大きな乖離があると認められた場合は、契約を取り消すことがある。

8 本件予算額

本業務委託契約に係る限度額は、1,313,000円（消費税込）とする。

※消費税額は10%として限度額を設定している。

9 委託事業者選定

提出された企画提案書及び下記の通り実施するプレゼンテーションの内容を「西東京市暮らしヘルパー養成研修業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において評価及び検討を行い、第1位事業者を決定し、契約のための交渉を行う。

(1) 第1次選考

書類選考を行い、選定委員会が定める水準を満たす事業者で、点数の高い上位3事業者を第2次選考対象事業者として選定する。

選考結果は**令和6年6月28日（金）**にメールにて通知する。

(2) 第2次選考

プレゼンテーションを行い、選定委員会が総合的に評価し、第1位事業者を選定する。

ア 実施日

令和6年7月5日（金）

イ 会場

西東京市イングリッシュビル3階第3会議室（西東京市南町五丁目6番18号）

※集合場所：西東京市役所田無第二庁舎1階（西東京市南町五丁目6番13号）

※会場へ徒歩にて移動

ウ 実施内容

企画提案書の内容について、20分以内で補足説明（要点説明）を行うこと。プレゼンテーション後、選定委員からの質疑を行う。

※1 説明は、原則として当該プログラムの主任担当者が行うこと。

※2 入室できる人数は**3名以内**とする。

※3 備品等については、スクリーンのみ市が用意する。その他、プレゼンテーションに必要な備品等は事前に連絡の上で事業者が用意するものとする。

エ 選考結果

令和6年7月8日（月）にメールにて通知する。

10 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、市職員及び市関係者に選定委員会に対する援助を求めた場合
- (2) 提出方法及び提出期限、その他この要領に定める要件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 要件定義に適合しない提案の場合
- (6) その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 選定結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。
- (2) 提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更及び差し替えは原則、認めない。

12 提出先

西東京市健康福祉部高齢者支援課介護事業者係（担当：鈴木・浅見）
所在地：【〒188-8666】西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎1階
電話：042-420-2815
メールアドレス：f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp